

その他の検討課題について

派遣元管理台帳等の保存期間について

- 派遣元事業主及び派遣先事業主は、派遣元管理台帳又は派遣先管理台帳を3年間保存しなければならないとされている。(法第37条第2項、第42条第2項)
- 労働基準法の一部を改正する法律(令和2年法律第13号)により、賃金台帳等の保存期間が5年に延長(経過措置として当分の間は3年)された。
今後の労働基準法の経過措置に係る検討状況を見据えつつ、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳の保存期間の5年への延長についても検討が必要ではないか。

労働基準法の一部を改正する法律の概要※関係する改正内容のみ抜粋

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、

- ・賃金請求権の消滅時効期間を5年に延長
- ・賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長

とされるとともに、当分の間は3年とされた。

※施行期日:令和2年4月1日(改正民法の施行の日)

※検討規定:労働基準法の一部を改正する法律施行後5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる

各種台帳の保存期間・記載事項

労働者名簿(労働基準法)	3年⇒5年 (当分の間3年)	・労働者の氏名 ・性別、生年月日、住所 ・履歴 等
賃金台帳(労働基準法)		・労働者の氏名 ・賃金計算期間、労働日数 ・労働時間数、休日労働時間数等 ・基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等
派遣元台帳	3年	・派遣労働者の氏名 ・協定対象派遣労働者であるか否かの別 ・派遣先の事業所の名称・労働者派遣の期間及び派遣就業をする日 ・始業及び終業の時刻 等
派遣先台帳	3年	・派遣労働者の氏名 ・派遣元事業主の事業所の名称 ・協定対象派遣労働者であるか否かの別 ・派遣就業をした日 ・派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間 等

労働者派遣契約に係る保存の電子化について

- 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し定めた事項（派遣労働者が従事する業務の内容等）を「書面に記載しておかなければならない」とされている。〈省令〉
- 当該書面による保存に係る事業者負担が大きいとの声があり、電磁的記録による保存（※）を認めることとしてはどうか。

（※）OAソフトで作成された契約書（電子ファイル）を電子的に保存すること及び書面で作成された契約書をスキャナで電子ファイル化し、電子的に保存することの両者を含む。

<p>規制改革推進会議 の動向 (令和2年4月～)</p>	<p>書面規制、押印、対面規制について、オンラインによる手続を可能とするよう、規制の見直しに係る方針とりまとめに向けた議論を開始。</p>
<p>経済団体からの 要望内容</p>	<p>労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととしていただきたい。</p>

<p>《参考》 労働者派遣契約に 定めるべき事項 (法第26条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者が従事する業務の内容 ・派遣先事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位 ・派遣先において就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項 ・労働者派遣の期間及び派遣就業をする日 ・派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間 ・安全及び衛生に関する事項 ・派遣労働者から苦情を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項 ・派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項等
---	--